

事務連絡
令和6年11月

会員各位

群馬土地家屋調査士会
会長 萩原 澄之 (印略)

日本加除出版株式会社「Legal Garden」について（お知らせ）

平素は会務の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび本会では、日本加除出版株式会社が提供する情報検索サービス「Legal Garden」の団体利用契約を更新いたしました。

当該契約に伴い、本会の会員は、**令和7年12月14日まで**の期間中、「Legal Garden」のすべてのサービスを無償で利用いただけますので、是非ご活用いただきますよう、お知らせいたします。

なお、「Legal Garden」のサービス内容につきましては、下記 URL をご参照ください。
また、ご利用の際にはユーザ登録が必要となります。既に登録済みの方は、自動的にご利用いただけますが、登録の際に「所属団体」を選択されていない方は、登録情報の変更が必要となります。新規登録や変更方法については、別紙「ユーザ登録のご案内」をご参照ください。

Legal Garden について詳しくはこちら

<https://www.kajo.co.jp/legalgarden/>

【本件に関するお問合せ先】

日本加除出版株式会社 Legal Garden サポートデスク（月～金(祝日は除く)9:00～17:00)

※「お問合せフォーム」よりお願い申し上げます。

令和 6 年 11 月
群馬土地家屋調査士会

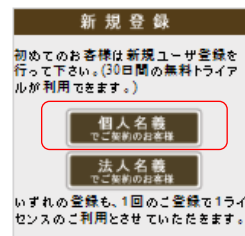
Legal Garden ユーザ登録のご案内

このたび、群馬土地家屋調査士会と日本加除出版株式会社との間で、Legal Garden の団体契約を**更新**いたしました。群馬土地家屋調査士会の会員であれば、下記の登録方法にて登録をすることで、**令和 7 年 12 月 14 日**までの期間中、Legal Garden のすべてのサービスをご利用いただけます。なお、**ユーザ登録の際には、会員ご本人様のお名前でご登録をお願いいたします。**また、登録の際に「所属団体」を選択されていない方は、裏面をご覧ください登録内容の変更をしてください。上記期間経過後、自動的に有料契約への移行はされません。

はじめてユーザ登録される方

(1) Legal Garden にアクセスします。
(<https://legalgarden.kajo.jp>)
または「Legal Garden」で検索

(2) トップページ左側にある新規登録欄の「個人名義」のボタンを押下します。



(3) ユーザ登録画面(左図)が表示されます。「利用規約に同意する」に✓をし(注1)、ログインIDとパスワードの設定(任意)してください。お客様情報の**必須項目**に入力してください。「業種」項目で「土地家屋調査士」を選択いただくと、「所属団体」項目が表示されますので、「群馬土地家屋調査士会」を**必ず**選択してください(注2)

業種*

所属団体*

【ご注意】上記の選択をせずに登録された場合、このサービスは適用されません。

(4) ユーザ情報入力後、「確認画面へ」ボタンを押下し、確認画面にて内容に問題がなければ「新規登録」ボタンを押下します。これでユーザ登録は完了です。

(5) 登録完了後、ログインID・管理用ID等の通知・確認のため、登録完了のお知らせをメール(右図)にていたします。管理用IDは、新規ご契約時、ユーザ情報やご契約内容変更の際に必要となります。このメールは大切に保管してください。

「ユーザ登録完了のお知らせ」メールが届かない場合、メールアドレスが誤って登録されている可能性がございます。リーガルガーデンサポートデスクまでご連絡ください。



所属団体を選択されていない方

ユーザ登録 (個人のお客様)

◆ 利用規約 ~「利用規約を確認する」ボタンを押してご確認ください~
 利用規約をご確認いただき、同意いただける場合には「利用規約に同意する」をチェックしてください。
 ご同意いただけない場合は、ユーザ登録及びトライアルのご利用をしていただくことができませんので予めご了承ください。

利用規約を確認する

利用規約に同意する

◆ ログイン情報 ~ログインに使用するIDとパスワードです~
 お客様のログインIDとパスワード(任意)を設定していただきます。

***は必須項目です。**

ログインID* (半角)英数字4文字以上
 ("_"、"."の記号を使うことができます。)

パスワード* (半角)英数字6文字以上
 大文字小文字の区別があります。

(確認用)* 確認のため、コピーせずに再度ご入力ください。

◆ お客様情報 ~登録されるお客様の情報をご入力ください~
***は必須項目です。**

お名前* 氏 (全角)例:加除
 名 (全角)例:太郎

フリガナ* 氏 (全角)例:カジョ
 名 (全角)例:タロウ

メールアドレス* (半角)例:taro@kajo.co.jp
(確認用)* 確認のため、コピーせずに再度ご入力ください。

郵便番号* (半角数字、ハイフンなし)例:1718516

都道府県*

市区町村* (全角)例:豊島区

丁目までの住所* (全角)例:南長崎3丁目

丁目以降の住所 (全角)例:XX番XX号

ビル名 (全角)例:XXXマンションXXX号室

勤務先名 (全角)例:日本加除出版株式会社

所属 (全角)例:システム開発部

業種* (注1)

所属団体*

電話番号* (半角数字、ハイフンなし)例:0123456789

(1) Legal Garden にアクセスします。
 (https://legalgarden.kajo.jp)
 または「Legal Garden」で検索

(2) ログイン欄からログインIDおよびパスワードを入力し、ログインします。

(3) 契約更新・明細確認欄の管理用ID欄に管理用IDを入力し「ユーザ情報確認・変更」ボタンを押下します。

契約更新・明細確認

管理用ID

契約の変更・明細確認には管理用IDが必要です。

(4) ユーザ情報変更画面(左図)が表示されます。「業種」項目で「土地家屋調査士」を選択いただくと、「所属団体」項目が表示されますので、「群馬土地家屋調査士会」を選択して再登録してください(注1)。

業種*

所属団体*

【ご注意】上記の選択をせずに登録された場合、このサービスは適用されません。

(5) ユーザ情報の変更を終えたら、「確認画面」ボタンを押下し、確認画面にて内容に問題がなければ「登録」ボタンを押下します。これでユーザ登録変更は完了です。

(6) 登録変更後、登録変更完了のお知らせをメール(右図)にていたしますので、ご確認ください。

加除 太郎 様

Legal Garden ユーザ登録内容の変更が完了いたしました。

Legal Gardenをご利用いただき、誠にありがとうございます。
 ユーザ登録内容の変更が完了いたしましたので、お知らせいたします。

変更後の登録内容は、Legal Garden「ユーザ情報確認・変更」画面にてご確認ください(確認には、管理用IDが必要です)。

Legal Gardenトップページはこちら
<https://legalgarden.kajo.jp/>

引き続き、Legal Gardenをよろしくお願いたします。

~~~~ 【日本加除出版からのお知らせ】 ~~~~~

本ご案内の内容が第三者に漏えいすることのないよう、お取り扱いにご注意ください。  
 上記の期間経過後、お客様からのお申込みがない限り、自動的に有料契約への移行はされません。  
 有料契約への移行を希望されるお客様は、お申込み手続きが必要となります。ご契約等に関するご案内や申込方法については、Legal Garden のHELP またはよくある質問をご覧ください。

本件に関する  
 問合せ先: 日本加除出版株式会社 リーガルガーデンサポートデスク  
 E-Mail: lg@kajo.co.jp (月~金(祝日は除く)9:00~17:00)



記載例集 (不動産登記)

記載例検索

検索文字

AND  
目次から検索範囲を絞り込み

- 現行登記総覧 不動産登記の書式と解説
  - 第1編 不動産登記
    - 第2章 不動産の表示に関する登記
    - 第3章 所有権保存の登記
    - 第4章 所有権移転の登記
    - 第5章 登記名義人の表示変更(又は更正)の登記
      - 1 所有権の登記名義人が住所を移転した場合
      - 2 所有権の登記名義人が氏名及び住所を変更した場合
      - 3 商号(又は名称)変更の場合
      - 4 町名地番変更の場合
      - 5 住所を放回にわたって移転して、その中間を省略する場合
      - 6 氏名の更正及び住所の移転を放回にわたって、その中間を省略する場合
      - 7 住所更正の場合
      - 8 商号(又は名称)の更正の場合

検索結果一覧

該当件数 1件 1件表示中

検索条件 目次から検索

再検索

記載例の並び

住所更正の場合

詳細情報表示

登録申請書(1)

登記の目的 所有権登記名義人住所更正(注2)

原因 錯誤(注3)

申請人 ○〇〇〇〇町一丁目第3番5号(注4)

申請人 ○〇〇〇町一丁目第3番5号(注4)

住居表示コード 12345678901(注5)

代理人 甲 業(注5)

新付書類

登記簿附明細書(注6) 資料説明書(注7)

代理権取得書(注8)

その他の事項

送付書類の原本の送付は、送付の方法によることを希望する(注9)

送付先 ○〇〇〇〇の住所又は事務所(注10)

平高特利別荘(注11) 和法建築研究所(注12)

代理人 村野有輝(注13)

何 業(注13)

連絡先の電話番号○○〇〇-○○〇〇-○○〇〇(注14)

登録料 金1万円(注15)

不動産の表示(注16)

不動産番号 0412345678901(注17)

所在地 何何町一丁目23番地

家屋番号 25番の1

種別 雑居

構造 木造4階地上3階地下2階

床面積 67.66平方メートル

ポイント解説や登記申請書の記載例をPDFでダウンロードすることができます

委任状

委任状の作成

私は、上記の者の代理人として、下記の事項について一切の権限を委任します。

- 1 物件の表示
- 2 登記簿附明細書の付添
- 3 登記簿附明細書の付添
- 4 登記簿の表示

平成何年何月何日 ○〇〇〇町一丁目第3番5号

物件の表示

何 業 何何町一丁目第3番地

家屋番号 25番の1

種別 雑居

構造 木造4階地上3階地下2階

床面積 67.66平方メートル

実務QA

【QA検索】表示に関する登記の実務(1~5巻(特別編除く))  
権利に関する登記の実務(1~15巻)  
表示・不動産・商業登記オンライン申請の実務  
隣地・隣家に関する法律と実務(筆界特定のみ)

任意のキーワードで検索することにより、書籍収録のQAを調べることができます

検索結果一覧

該当件数 3件 1~3件表示中

検索条件 検索文字「(所有権移転) 目次」=Q&A 権利に関する登記の実務」-Q&A

| 見出し                                      | 問                                                                                                              | 文獻情報             | 判例   |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------|
| 三人の共有者の一人の持分に持当が設定され、次いで同土地に地上権設定の登記...  | 次のような内容の登記がされているA土地について、裁判所から管轄登記所に対し、平成18年7月1日...                                                             | Q&A 権利に関する登記の実務5 | 5076 |
| 地上権者がその目的地の所有権を取得し死亡した場合における相続登記と地上権の... | A土地に地上権を有する甲が同土地の所有権を取得したため地上権が放回により消滅したのですが、相続による所有権移転の登記をしました。この場合、放回を原因として当該地上権設定の登記を抹消するにはどのようにすればよいでしょうか。 | Q&A 権利に関する登記の実務5 | 5076 |
| 地上権設定者がその土地にある建物の所有権を取得した場合の登記手続         | A土地の所有者である甲は、同土地乙のための建物を目的とする地上権を設定し、乙は、同土地に...                                                                | Q&A 権利に関する登記の実務5 | 5076 |

詳細情報表示

表示中のQA 2/3件

前のQA 次のQA

| 見出し                                     | 問                                                                                                              | 答                                                                                                                           | 解説        | 文獻情報                                                              |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------|
| 地上権者がその目的地の所有権を取得し死亡した場合における相続登記と地上権の抹消 | A土地に地上権を有する甲が同土地の所有権を取得したため地上権が放回により消滅したのですが、相続による所有権移転の登記をしました。この場合、放回を原因として当該地上権設定の登記を抹消するにはどのようにすればよいでしょうか。 | 前段については、登記原因を「返還」とし、登記権利者を乙(当該土地の現在の所有権登記名義人)、登記義務者を甲(地上権者)相続人乙(甲の登記義務を承継した者(法の条))として、共同申請の形式で申請することになりますが、実質上は乙の単独申請となります。 | 219頁 解説参照 | Q&A 権利に関する登記の実務5(2008年12月刊) 219頁<br>監修:小池信行 監修:藤谷定博 編纂:不動産登記実務研究会 |

前のQA 次のQA

【書籍閲覧】表示に関する登記の実務(1~5巻(特別編除く))

電子書籍版「表示に関する登記の実務」シリーズ第1巻~5巻を閲覧することができます

詳細情報表示

目次

- 第2章 土地の表示に関する登記手続
- 第3章 地籍測量の性質等
  - 1 地籍測量と土地所在の違い
  - 2 地籍測量と土地所在の違い
  - 3 地籍測量の公信力の範囲
  - 4 地籍測量の確たる土地としない土地がある理由
  - 5 地籍測量の原本等を請求することの可否
  - 6 分筆後の土地のうち1筆の土地の測量を省略することの可否
- 第4章 境界及び地積の測量
- 第5章 境界及び地積の測量の違い

表示に関する登記の実務 第3巻

この本を閲覧する

新刊 Q&A 表示に関する登記の実務 第3巻

監修:小池信行 監修:藤谷定博 編纂:不動産登記実務研究会

土地家屋調査士必携の書

表示に関する登記の実務 第1巻

表示に関する登記の実務 第2巻

表示に関する登記の実務 第3巻

表示に関する登記の実務 第4巻

表示に関する登記の実務 第5巻

※書籍と併せてご利用ください。

会社の目的事例集

目的のキーワードで検索し、過去に認められた会社の目的例を調べることができます

会社の目的事例 分類別一覧

M.宿泊業、飲食サービス業

目的事例

飲食店、エステティックサロン、アロマテラピーサロン、マッサージ店の経営

飲食店、エステティックサロンの経営

飲食店及びカラオケボックスの経営

飲食店及び喫茶店並びに居酒屋の経営

飲食店及び喫茶店の経営並びに経営コンサルタント業務

飲食店および喫茶店の経営並びにこれらのフランチャイズチェーン店の経営

飲食店及びコンビニエンスストアの経営

飲食店及びレジャー施設等の経営

飲食店、カフェの経営

飲食店、カラオケボックス、喫茶店、カフェの経営

飲食店、喫茶店、スタジオ及びバーの経営

M.宿泊業、飲食サービス業

R.サービス業(他に分類されないもの)

飲食店、エステティックサロン、アロマテラピーサロン、マッサージ店の経営

R.サービス業(他に分類されないもの)

旧市区町村検索

詳細情報表示

山梨県南都留郡富士河口湖町

| 官公庁    | 官公庁名称        | 所在地                              |
|--------|--------------|----------------------------------|
| 官公庁    | 富士河口湖町役場     | 〒401-1392 山梨県南都留郡富士河口湖町船橋1700番地  |
| 市区町村役場 | 富士河口湖町役場     | 0555-72-1111                     |
| 法務局    | 甲府地方法務局湖沢支局  | 〒400-0001 山梨県南都留郡富士河口湖町船橋2543番地4 |
|        | 甲府地方法務局吉田出張所 | 〒400-0006 山梨県富士吉田市吉田3丁目9番18号     |
|        | 商業・法人登記      | 甲府地方法務局                          |
|        |              | 〒400-0520 山梨県南都留郡富士河口湖町一丁目1番18号  |

※ 管轄法務局の情報は、随時対応可能な法務局の情報が記載されている場合があります。詳しくは[こちら](#)をご確認ください。

変遷情報: 明治22年市制施行以降の経緯です。

南都留郡町村(施行)明治22年7月1日

| 明治22年5月17日 | 分立   | 南都留郡湖沢村             |
|------------|------|---------------------|
| 明治30年4月10日 | 合併改称 | 山梨県南都留郡和村(大沢村)      |
| 平成15年11月5日 | 合併改称 | 山梨県南都留郡富士河口湖町(和村併合) |